



行 政 視 察 報 告 書

2018年 8月 3日

大津市議会議長 中 野 治 郎 様

日本共産党大津市会議員団 幹事長 杉浦 智子

日本共産党大津市会議員団がおこなった視察・研修の結果について、下記の通り報告します。

記

1 期 間 2018年7月4日(水)~7月5日(木)

2 視察先 三重県津市西丸之内23番1号 津市役所 長野県飯田市大久保町2534 飯田市役所

3 視察目的 先進地視察

4 調査内容 津市 : 公共施設等総合管理計画について

飯田市 : 公共施設等総合管理計画について

地域自治組織について

5 参加者 議員5名

杉浦 智子 岸本 典子 石黒 賀津子

立道 秀彦 林 まり

調査事項

【公共施設等総合管理計画について】

1. 計画の主な内容について

①まちづくりとの整合について

2017 (平成29) 年1月に策定された「津市公共施設等総合管理計画」では、総合計画、行政経営計画、都市マスタープランなどの、津市の将来のまちづくり計画と整合させるために、コンパクトシティ、地域拠点の構築、施設は位置基準の設定、広域的な共同利用を行う。

②計画の特徴について

2006 (平成 18) 年に 10 の市町が合併したため、1,100 施設と施設総量が多く、2012 (平成 24) 年の類似 50 都市の中で、人口 1 人当たりの公共施設延べ床面積は $3.93\,\mathrm{m}$ で $1\,\mathrm{d}$ である。

施設の最適化に向けて「施設の有効活用」がある。市民の税金で建設された共有の財産であることから、「施設を使い切る」との考えで、最大限有効活用を図るとされており、必要な施設は、原則的には耐用年数までは使い切る。

また、低利用の施設については利用率をあげるために、庁舎や学校等の会議室・教室等について、本来の機能に支障のない範囲で夜間や休日の開放を行い、地域住民等の活用の場として提供している。また、利用促進が見込まれない施設についても、機能を地域内にある他の施設に移転した上で廃止するか、他の施設の機能を持ってくるかで有効活用を行うとしている。

2. 計画策定の中心部局について

①庁内でイニシアティブをとる部局について

政策財務部·財産管理課

②担当課の設置について

政策財務部・財産管理課で施設の利活用についても所管していたので、新たな担当課を設置していない。

3. 関係部局との協議・調整の体制について

①庁内組織について

市長を会長とし、副市長(2名)、各部長級によって、全庁的な視点で検討し、下部組織として 課長級によるコア会議を行うなど、21名で構成。

②協議の経過について

- ・2016 (平成28) 年4月1日 市長を会長とし、副市長(2名)、各部長級によって、全庁的な視点で検討し、下部組織として課長級によるコア会議を行うなど、21名で構成された策定・推進会議を設置
- ・2016 (平成28) 年4月13日 経営と都市環境の専門家3名をアドバイザーとして委嘱。施設の現況

把握と将来の見通し、基本的な全体方針・施設ごとの方針、再編計画、総合調整を行い、「津市公共施設等総合管理計画」の策定と推進会議を行う

- ・2016 (平成28) 年11月9日 市議会全員協議会において、津市公共施設等総合管理計画(案)及び、ダイジェスト版を提案し協議
- ・2016 (平成28) 年12月5日~2017 (平成29) 年1月10日 パブリックコメント
- ・2017 (平成29) 年1月25日 津市公共施設等総合管理計画を策定

4. 個別計画との整合性について

(例えば、公営住宅、幼稚園・小中学校、保育園、出先機関など)

地域の経緯や実情を尊重し、一律的な数値目標ではなく、各施設類型の方向性や実現イメージを 提示

市民が地域の将来性をイメージできるように、合意を大切にしながら推進していく

整備指針を担当課が策定 → 推進会議にて協議 → 方向性を決める → 今後、個別計画を 策定していく

5. 市民意見について

①市民への説明について

一定の案を示すと、「市が勝手に決めた」と言われる。「市民に寄り添う」ことを基本姿勢とした

②市民と行政との協議の場について

義務教育学校の設置を機会に、まちづくり協議会を設置した

エリアの中でどのように整備するのか、既存施設をどのように活用するのかなど地域で検討、協 議してもらう

ex. 三郷村 → 3小学校と1中学校 → 各まちづくり協議会を市として支援

③市民の意見集約・反映について

- ・2016 (平成28) 年12月5日~2017 (平成29) 年1月10日 パブリックコメントでは9名から84件 の意見が提出された
- ・市長就任時から市民との対話を大切にし、小学校単位に年2回ずつ意見交換会を開催
- ・削減の数値目標を行政から押し付けるのではなく、地域にある施設を総体的に考えて、どのよう な削減が良いか住民の考えを尊重して削減、また、活用していく

6. 削減目標について

①目標値の設定について

本計画では、一般的な削減率等の目標は掲げず、施設の総量についての概念的な目標や、施設の有効活用などに係る実現イメージ(モデルケース)について共有し、それに向けて取り組んでいくことを目標とした

- 一律的に、類型ごとにすると実態に即さない
- → エリアで俯瞰することで削減に結びつける 削減目標は最終数値にはめ込んでいくことになる

②目標値の根拠について

隣接市町や類似都市を参考にすると、全平均的な数値で計画をつくることになる

→ 津市にとって適切な目標値かどうか、判断しづらい

施設数や延床面積などの指標のみならず、利用状況や採算性などの観点も含めて、本市に見合った規模として総合的に評価する必要がある。また、市町村合併の経緯、地域の実情なども十分に考慮する必要があることから、あえて目標値は設定していない

7. 出先機関(支所・出張所)について

①出先機関の機能について

〈総合支所:地域振興・市民の福祉や生活に係る業務〉

- ・総合支所に係る企画立案、情報公開の請求、個人情報の保護に係る自己情報の開示請求、指定統計等の調査、広報活動の企画に係る資料収集、広聴、陳情および要望等の受付、選挙管理委員会との連絡調整、芸術および文化事業等の実施、公共交通事業の運営
- ・運動施設の使用および維持管理
- ・庁舎、市有財産および車両の管理、財産区等に関すること
- ・災害および危機管理等に関すること
- ・地域活動の振興事業に係る企画等、過疎地域等に係る対策に関すること
- ・営業証明、商工業に係る育成、観光事業の実施、観光施設の管理運営に関すること、農業委員会 との連絡調整、農業および畜産業の指導および振興、鳥獣の保護および狩猟の適正化、農業施設お よび林業施設の管理運営等、林業の振興、緑化の推進、建築工事届の受付等、地域インフラ整備事 業に関すること
- ・一般廃棄物の収集および運搬等、犬および猫等の死骸処理、不法投棄、一般廃棄物処理業および し尿浄化槽清掃業の許可に係る申請の受付、ごみの減量および再生利用の推進および申請の受付、 ごみ一時集積所等に関すること、空地の適正管理に関すること、共同汚水処理施設、浄化槽の普 及、騒音および振動の規制並びに悪臭の防止、墓地、動物の飼養および収容許可申請の受付、鼠族 (そぞく) および昆虫の駆除、狂犬病の予防、動物愛護等に関すること
- ・住民基本台帳に係る届出および戸籍に係る届出等の受付および証明書の交付、印鑑の登録および 証明、公的個人認証サービスに係る電子証明、外国人の登録に係る受付および証明書の交付、埋葬 および火葬の許可、斎場に関すること
- ・介護保険、国民健康保険、国民年金、福祉医療費、後期高齢者医療等に関すること
- ・戦傷病者、戦没者遺族等の援護、生活困窮者自立支援法、生活保護法に基づく相談および連絡調整、民生委員・児童委員等に関すること
- ・保育所入所調査等、母子寡婦福祉事業の申請受付・調査指導等、児童手当、児童扶養手当、児童 虐待防止等に関すること
- ・ 高齢福祉、 障がい福祉等に関すること
- ・自治会との連絡調整、地縁による団体、市民等との協働推進、コミュニティ施設および集会所、 市民相談等に関すること
- ・人権施策の推進、地域調整、地域改善関係事業、隣保館の管理および運営、男女共同参画等に関すること

〈出張所:地域の行政窓口として〉

- ・住民票や戸籍に係る届出の受け付けや証明書の交付
- ・市税の納付や証明書の交付
- ・国民健康保険、医療費助成、児童手当などに係る申請の受付
- ・地域の皆さんの身近な相談相手として 地域での活動に関する相談や助言、市民の相談や要望の受付、自治会との連絡調整

②出先機関の配置について

本庁以外に、合併前の旧市町村ごとに総合支所を9か所設置(9市町村役場) 出張所が28か所(合併前の各市町村の支所及び出張所を出張所として存続)

③出先機関の体制について

総合支所は、1か所あたり30人から70人の正規職員を配置 出張所長は再任用職員で、1か所あたり2人から10人の非正規職員を配置

④出先機関の災害時の役割について

総合支所は災害拠点となり、出張所は避難所となる。

⑤出先機関の集約について

現在は考えていない 現状維持

8. 進捗管理について

①体制について

総合的な検討を行う会議体 = 計画の策定推進会議がそのまま推進会議へ市長を会長とし、副市長、部長など21名で構成

有識者:日本経営協会専任コンサルタント、名古屋大学准教授をアドバイザーに

総合的な公共施設マネジメント体制の整備、包括的な維持管理体制の整備、役割分担と指揮系統の明確化

②見直しについて

計画期間は、2017 (平成 29) 年度からの 30 年間であるが、社会情勢や環境についての急激な変化が生じた場合等には見直しを行う

9. 今後の課題について

公共施設が他の県庁所在都市よりも多く、多くの施設が老朽化していることに加えて、大規模な新規整備事業が継続中。少子高齢化により施設に充てられる財源が減少する中で、現状より約1.8 倍の財源が必要となることから半数の施設の更新ができない状況

→ 総合的な管理のための仕組みづくり (システム整備、財源) が遅れている

●所感

※立道議員は、政策検討会議に出席のため、津市の行政視察には不参加 (石黒賀津子)

津市の公共施設は他の類似都市と比べても膨大な数であり、施設を統廃合、縮減していかねばならないのは大津市も同じである。しかし津市では明確な数値目標を掲げていない。一律に何%とすると実態に即さない部分も出てくるからとのことである。市民の声を丁寧に聞くために、小学校区単位で年2回地域懇談会をし、そこには市長が直接出向き、市民に寄り添った市政を心がけておられる。また、合併時の約束実現のため、いくつかの施設は現在も新規整備されている。大津市では数値目標を定めているが、数字に振り回されることなく、必要とする施設を住民と一緒に考えていくという姿勢をもって計画を進めていくことが大切だと感じた。

まちづくりの視点では、大津市の支所にあたる役割を果たす総合支所、出張所には規模は様々であるが職員が配置されており、災害拠点や避難所としての機能も持ち、市民に密着した地域課題について本庁に取り次いだり、相談業務をおこなっている。また公民館には職員を配置し、今後は学習センター機能だけでなく、館長が軸となり、まちづくり協議会などを作り、地域の意見をコーディネートする役割を担って欲しいとのことである。大津市でも支所や公民館に職員を配置し、地域のまちづくりの重要な拠点と位置づける事が必要だと感じた。

(岸本典子)

計画策定の動機などは、国からの要請である事から、大津市の計画と変わらないが、取り組みの手法は「利用率が低い」「老朽化」など画一的な理由をもって廃止・統廃合を行うことはないとのことだった。削減の数値目標を掲げない理由として、人口や面積など類似団体との比較とはいえ、市の歴史など、数字だけで比較するのが市民の生活の実態に合うとは言えないと断言されたことなど、国の施策に振り回されない、地方自治体としての毅然とした意思が見られたことは大津市も見習うべきと考える。

特に、大津市で問題となっている、支所については住民の身近な相談・手続き窓口であり、公民館についても、社会教育施設という位置づけは基本的には今後も存続させるなど、公がどこに責任を持つかなど、大津市とのスタンスの違いが根本的に異なる。また、地域にある施設を総体的に考えて、どのような削減が良いか、活用方法はどうかなど、住民とともに推進している。

大津市では、施設面積の大きい、市民センターや学校、幼稚園、公営住宅は個別に担当課ごとに 削減計画を策定したが、結果的に、人口減少の地域では全て削減されることになる。2015(平成2 7年)度に行った、地域別あり方検討会で地域ごとに施設のあり方を検討した時点に立ち返って、 再度検討すべきと、改めて感じた。

(林まり)

大津市に比べ、人口は6万人少ない28万人だが面積は1.5倍以上ある津市は、いわゆる行政効率が悪い自治体である。平成の合併によって、10の市町村が合併し、それぞれに施設があったことから膨大な施設総量となっている。大津市と比較しても、1人当たり1㎡ほど多い計算となる。少子高齢化による財源の減少が予測される中で、今ある施設総量では莫大な財源が必要となることから、公共施設等の総量と経営の最適化を行うために、30年間の総合管理計画を策定されている。

持続可能な未来に向け、少子高齢化による財政難という背景は同じでも、条件は大津市よりもさらに厳しいと思われる津市であるが、大津市と大きく違うのは、一律的な数値目標ではなく、地域の経緯や実情を尊重し、各施設類型の方向性や実現イメージを提示していることである。50の小学

校区を基本とした一定のエリアごとに、施設を点で見るのではなく地域を面で俯瞰して課題解決 を図るとしている。

どうして数値目標を立てなかったのかとの我々の質問に対し、結果として削減出来たら良いのであって、数値目標でやることになると、いくつあるからいくつ減らすということになるのではと、担当課の職員は答えられた。まさに今、大津市が直面している問題である。地域の実態を無視すれば住民の合意は得られない。地域の公共施設は地域住民の財産であることを行政サイドは再認識しなければならない。

また、津市の公民館に係る整備方針には、地域コミュニティの希薄化が進む中、公民館の人と人をつなぐ地域コミュニティ機能が重要となることから、公民館長が受講生や講座修了生の仲間づくりを支援し、社会教育の立場から地域の人と人をつないでいくコーディネーターの役割を果たしていくと、公民館職員の重要性が強調されている。地域住民に何もかも押し付け、手放そうとしている大津市との違いが鮮明で、印象的であった。

(杉浦智子)

津市は、合併により市域の面積が大津市よりも大きくなり、行政効率が非常に悪いという条件の中で、公共施設をどのように管理していこうとされているのか、興味深く調査させていただいた。 老朽化とその更新費用の膨大化は、大津市と同様深刻な課題であり、将来的な見通しを明確にして、取り組むべきであることは明白である。

「市民の生活に寄り添う」という基本姿勢どおり、市民生活の単位をエリアとして、施設を点で見るのではなく、面として施設のあり方を考えるという視点が非常に大切だと感じた。管理計画を実効あるものとして推進するためにも、先ずは市民生活がベースであるべきであると思う。施設の統廃合や機能、必要数などは、対象地域の人口や利用率などの一律の数値で図るのではなく、市民の意見や市民生活の実情などをしっかり分析し、市民との協議を元に検討すべきである。これが地域づくり、まちづくりにつながるものと考える。

公共施設の老朽化は施設を整備すれば自ずと付いてくるもので、施設更新には大きな費用が必要となる。津市は施設を「使い切る」という方針を掲げて、最大限有効活用するとしているが、施設を使えるところまで使うことと、施設で行う事業の継続と併せて長寿命化をどのように精査するのか、今後の取り組みをみていきたい。

調査事項

【公共施設等総合管理計画について】

1. 計画の主な内容について

①まちづくりとの整合について

飯田市の総合計画に基づき、体制をつくっているので整合性はとれている また、20の地区ごとのまちづくり個別計画(基本構想)やジャンル別(道路・学校・住宅など) の計画とも整合をとっている

②計画の特徴について

計画を進めるには利用者、関係団体、地域住民などとの充分な意見交換が必要なため、文化・スポーツなどその施設の目的に関係する利用者、関係団体、まちづくり委員会、行政などによる「目的別検討会議」と、地域に密着した施設について実際に使用されている地域の皆さんによる「地域別検討会議」を設置し、充分な意見交換によって課題の解決、具体的な検討を行う

手間と時間がかかるといった短所もあるが、自分たちの施設を自分たちでどうしたいか考えてい く意識が強まるため、この体制がよいと考えている

2. 計画策定の中心部局について

①庁内でイニシアティブをとる部局について

総務部

行財政改革推進本部会議が議決機関

②担当課の設置について

総務部 財政課

行財政改革推進本部会議の事務局

3. 関係部局との協議・調整の体制について

①庁内組織について

市長、副市長、部長で構成された行財政改革推進本部会議で取り組む

必要に応じて関係部局課長から構成される公共施設マネジメント推進会議を設置し、全体調整やマネジメントの進行管理を行う

具体的な実施については、公共施設担当による目的別検討会議と自治振興センターによる地域別 検討会議にて活用方策の検討を行い、検討された方策について総合的な調整を実施した上で具体的 な実践を進める

②協議の経過について

目的別検討会議・地域別検討会議をはじめ、地域で出た意見についても行財政改革推進本部会議 で協議する

4. 個別計画との整合性について

(例えば、公営住宅、幼稚園・小中学校、保育園、出先機関など)

基本計画を公共施設等総合管理計画で定め、個別計画については各課でつくり、それを行財政改革推進本部会議で方針として決め、実行していく

5. 市民意見について

①市民への説明について

おもに目的別検討会議と地域別検討会議で行う。大枠は広報やホームページで知らせている

②市民と行政との協議の場について

目的別検討会議と地域別検討会議の場において様々な意見を出してもらう。20 地区のまちづくり 委員会が場を作ってくれるので話がしやすい。話がまとまらない時もあるが、粘り強く話し合いを 重ねていく

③市民意見の集約・反映について

目的別、地域別検討会議で出された意見は、行財政改革推進本部会議で集約・反映させる

6. 削減目標について

①目標値の設定について

すべての公共施設の見直しは行っていくが、どれをどれだけ減らすかを決めるのではなく、市民、 地域の方々との話し合いの中で必要というものについては残していくなど目標ありきではなく市 民、地域の合意を大切に進めているので、削減目標を設定していない

②目標値の根拠について

目標値はない

公平性からも例外はないすべてを見直す

一気にはできないので、緊急性などで優先していく

7. 出先機関(支所・出張所)について

①出先機関の機能について

20 ある地区にそれぞれ自治振興センターと公民館を併設し配置している

【機能】→ 住民票など諸証明・出納事務・保健福祉サービスの窓口事務 地域協議会事務・農林、土木、交通安全関係のとりまとめ 訪問・検診・健康教室など保健師を中心に行う 地域課題学習、人材育成、社会教育などを公民館主事のもとに行う 各種活動団体の相談・支援

②出先機関の配置について

1955 (昭和 30) 年以降、2 市 13 町と合併した 15 地区それぞれに自治振興センターと公民館を設置

中心部の5地区にも同じく設置され合計で20ある

③出先機関の体制について

所長1人、保健師1人ないし2人、公民館主事1人、一般職員2人から4人

→全体で107人の職員が配置されている

107人は全職員の8分の1にあたる。人材育成のために若い職員の配置を行っている

④出先機関の災害時の役割について

20 の自治振興センターが災害に対応する拠点となり、所長をはじめ職員が拠点班として災害の情報収集を行い、地域の防災組織と協力して避難所の開設に取り組む

⑤出先機関の集約について

集約は検討していない

8. 進捗管理について

①体制について

公共施設マネジメントは、市長をはじめ各部長が参加する「行財政改革推進本部会議」で取り組み、方針に基づく取り組みを推進するために、関係部局課長で構成される「飯田市公共施設マネジメント推進会議」を設置している

具体的な実施については、公共施設担当を中心に施設利用者も参加して施設の目的に応じた課題の解決・実践の検討を行う「目的別検討会議」、自治振興センターによる施設のある地域住民が主体的に課題の検討を行う「地域別検討会議」で具体的な活用方策の検討を行い、検討された方策について総合的な調整を行い実践していく

②見直しについて

利用者、地域住民の意見を踏まえて行財政改革推進本部で見直す。受け入れられない場合には押し付けるのではなく、労力と時間がかかるが合意の得られる方策を追求する

9. 今後の課題について

財政的な見通しでは、投資的経費の年平均額から試算すると約 17 億円の削減が必要となる。捻 出方法について住民との話し合いを行っていかなければならない

地域協議会が審議機関で、まちづくり委員会が執行機関という位置づけだが、どちらにも重複しているメンバーがいることで機能が十分に発揮されていない

【地域自治組織について】

1. 制度導入の経緯について

1937 (昭和 12) 年から合併が繰り返されてきた

地域によりその特徴が異なる → 高齢化、人口流入

「自分たちのことは、自分たちでしよう」 = まちづくりの基本として地域に根付く、合い言葉

2. 住民自治の意識の醸成について

市制施行70周年・飯田市第5次基本構想基本計画に盛り込まれた

飯田市自治基本条例の制定

当時、画期的な条例として評価された

自治の基本的な原則(市民が主体の新たな自治組織)、まちづくりに関する市民・議会・行政の 役割、市政運営について基本的な指針(「ムトス」の精神)を定めた

・新たな地域自治組織の立ち上げ 住民が行政の意思決定に参画しやすい仕組みづくり 行政と住民の協働を推進するための仕組みづくり

3. 地域自治制度のしくみについて

①規模について

旧飯田町、上飯田町は、橋北、橋南、羽場、丸山、東野の5地区 旧町村は、15地区 併せて20地区(旧支所単位)にまちづくり委員会を設置 地区内の住民すべてで構成する

②役員選出について

各地区には自治会、町内会(班、組合、隣組など)から地域振興、健康福祉、環境保全、生活安全、公民館などの専門委員会に代表を選出

専門委員会や住民の中から地域協議会(市の諮問機関)の役員を公募、委員を推薦する あくまで市役所の下請け機関ではない

③予算について

縦割りであった補助金を廃止 → 一括交付金の導入

「パワーアップ地域交付金」 1億円/年

配分 均等割 3割(3,000万円)

人口割 7割(7,000万円)

委託業務:文書配布業務委託 2,569万円

防犯灯管理事業委託 1,084 万円

ごみ集積所管理事業委託 480 万円

リサイクルステーション管理事業委託 286 万円

保健推進活動事業交付金 260 万円

総額 4,679 万円

④行政との関係について

各 20 地区には、自治振興センターと公民館が配置されている まちづくり委員会などの地域組織の相談や支援を行う 必要により市役所本庁とは連絡調整会議を設置する

4. 市のまちづくりとの関係性について

飯田市自治基本条例に基づき、住民の市制への参画が謳われている

5. 今後の課題について

町内会や自治会未加入者の意見をどのように反映するのか

地域交付金は、均等割・人口割で配分されるが、小さい規模の地区ほど地域課題が大きい、人口減少により配分額も減少すると、課題解決の財源確保も困難になる

●所感

(石黒賀津子)

飯田市では、公共施設マネジメントに削減目標を定めていない。行政から一方的に実践する方法は飯田市になじまない、市民と充分な意見交換により検討を進めるということである。市民が共同でまちづくりを考えようとしているところに数値だけを持ってきて削減していくのは、住民に対する裏切り行為だと言われる職員の言葉に感動した。丁寧に市民の声を聞くということでは、市長が年1回全地区に出向いて地域の課題や市民の思いを一緒に考え、意見交換する場が持たれていた。また、施設の統廃合などの問題について、目的別検討会議や地域別検討会議を開いて充分な意見交換と議論を進め、具体的な改善方法の検討を進めておられる。時間はかかるが、自分たちのまちを自分たちで作るといった今までの歴史を大切にしておられた。

今後の課題として、まちづくり委員会が受けるパワーアップ地域交付金が人口の少ない地域では 少額となるために、事業を行うのに地域住民がお金を出し合っている実態があるので公平感からも その点の改善が必要だと感じた。自治機能として自治振興センター(支所)や公民館も重視され、 行革での人員削減の対象にならなかったそうで、今までの実績が大切にされており、大津市も見習 うべきだと感じた。

(岸本典子)

昔から公民館活動が盛んで、公民館は単なる貸し室ではなく、子どもから高齢者まで、住民を主体とした社会教育・活動の場であり、公民館活動とまちづくりは一体のものという考えが住民に根付いており、「公民館に行く」ではなく、「公民館をやる」という意識であるとのことであった。

一方、大津市は市民センター機能を再編し、各地域の「まちづくり協議会」に任せようとしているが、補助金交付の名目上、市のスケジュールに沿って、形式上は協議会が立ち上がっても、本来の住民自治となるのかは懸念されるところである。こうした意味において、期限を設定するのではなく、あくまでも、住民からの能動的な行動を尊重すべきではないかと改めて感じた。

飯田市は住民の自治が根付いているもとで、公共施設の統廃合の計画を進めている。

それ故、行政が主導で削減目標を押し付けるのは馴染まないとして、数値目標を廃止。

行政が主導していくのは、これまで「住民と築いてきた協働への裏切り行為となる」という職員の 言葉は力強いものがあった。

対象施設を抽出し、利用者による目的別検討会、地域の住民による地域別検討会で十分な意見交換により課題解決の具体化を行っているが、住民の意思を尊重することは、一方で、施設の削減の具体化・実効も遅くなることが予想される。そのため、市民の負担も伴うことも懸念されるが、こうした点も住民にオープンにして、住民の意思を尊重することを徹底的に貫いている点は大津市も

見習うべきである。

大津市の進め方が、予算削減ありきで、機能の集約と住民への責任転嫁が一体的に進められていることを感じた。

(立道秀彦)

視察先に飯田市を選んだのは、公共施設等総合管理計画に削減目標を設定せず取り組んでいることに着目し、背景・市民との合意形成について学ぶことが理由である。

飯田市も将来の財政状況の予測から公共施設を今のまま維持することは困難との認識のもとに 取り組んでいるが、削減目標を持たないのは、公共施設は市民のものであり、行政が一方的に方向 性を押し付けるような進め方はなじまないとの市の考えによるものである。

この背景には、長年にわたる市民と市が育んできたまちづくりの協働の中から制定された、市民 一人一人がまちづくりの主体としてまちづくりに参加する権利があることを明記した「飯田市自治 基本条例」と、協働をより拡充するための新たな地域自治組織の導入がある。

こうしたもとで 20 地区ある地域自治組織のうち 18 地区が、将来に向けたまちづくりの基本構想を策定するなど取り組みが進められている。

「具体的な部分では課題もあり時間と手間がかかりますが、市民との信頼を裏切らないことを大切にしています。」の言葉が印象的であった。

大津市においてもこの姿勢に立った取り組みが必要だと感じた。

(林まり)

飯田市は、南アルプスと中央アルプスに囲まれ、人口 10 万人余りと大津市の1/3に満たないが、面積は1.5倍近くあり、標高1,000mの急斜面に民家が点在するような地域もある。まず、大雨警報が発令され警戒に追われる中で対応いただいたことに感謝したい。飯田市では、前日の津市と同じく公共施設等総合管理計画について、及び、地域自治組織制度について調査した。

現在保有するすべての公共施設をそのまま維持することは極めて困難な状況であるが、削減目標を定めて一方的に実践する方法は、飯田市になじまないと、地域別検討会議を設置し、十分に意見交換と議論を重ね改善策の検討を進めておられる。

国の示す通りに線を引いてやると楽でわかりやすいが、一方的な手法は、住民に対する裏切り行為であり、最終的に維持できる数になれば良い。そこに住む地域の人たちが必要だと言えばそれも認めると言われた。手間も時間もかかることが長所であり短所でもあることは承知しながら、それが公務であると認識されており、大津市の効率優先、市民無視で押し進めている現状と比較せずにいられなかった。

また、20 の「地域自治区」には多様な住民で構成される「地域協議会」を設置し、これを支援する「自治振興センター」には、保健師や公民館主事の他一般職員を1カ所あたり3~12名置いている。各地区には住民組織の「まちづくり委員会」もあり、市と連携し協働の事業を行うが、あくまでも住民主体のまちづくりを推進するものである。主役は地域に住む市民で、公共施設は地域住民の財産であることを、市民も職員もよく理解し、それぞれの地域で我がまちの未来を構想する住民自治が息づいていると感じた。残念ながら今の効率最優先の大津市には、手間暇をかけて市民と向き合う姿勢が欠けている。

(杉浦智子)

飯田市も全国の市町同様、公共施設は現状のまま維持していくことは困難であることから計画を 策定している。合併により市域が大きくなり、行政効率が悪くなったり、地域の担い手不足や地域 力の低下などの困難が広がってきたことから、あらためて住民に寄り添い地域づくりに足を踏み出 した。そもそも「自分たちのことは、自分たちで決める」というまちづくりの基本が根付いている ことは大きい。公共施設マネジメントの取り組みは、市民に根付く地域自治「住民自治」の理念が 生かされている。

だからこそ市が一方的に方向を決めるのではなく、地域が主体的になって検討することができている。市民と十分な意見交換により進めるということを徹底している点は、まちづくりの姿勢として学ぶべきである。

また将来像を各地域で創造し、計画を立てることで、市民が自ら暮らしやすい地域づくり、引いては市のまちづくりにつながる。

一方、市民が決めたら責任も市民が持つことになり、行政の公としての責任放棄にならないかと 危惧する点もある。市民との信頼を構築することも重要であろう。日常的な市民と向き合う市の姿 勢があってこそだと思う。

地域自治組織について、財政面が難しいと考える。地域格差を解消しようとすれば、予算も大きくなる。公平性が問われることからも、さらなる研究が必要であろう。